

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

- (1) 日時：平成30年10月22日（月） 10：00～12：00
- (2) 場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）
- (3) 内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社都市空間設計代表取締役
奥村 信一 氏
株式会社空間文化開発機構代表取締役
白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

- ・奥村 信一氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

（現職）株式会社都市空間設計代表取締役（民間企業役員）

文化財石垣保存技術協議会役員

- ・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)

文化財石垣保存技術協議会役員

・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥57,040★ (2名分)

(1) 謝金 ¥25,200★ (2名分)

(2) 旅費 ¥31,840★ (2名分)

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥5,822-

(1人当たり)

¥2,911-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収(略区分)027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円(謝金)}+15,920\text{円(旅費)})\times 10.21\%=2,911\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,520円

平成30年10月22日(月)10時00分～12時00分
特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
奥村 信一	株式会社都市空間設計代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪市中央区北浜1-1-21(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(通常期料金)
		日当	2,800	
		合計	15,920	
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪市中央区平野町1-8-8(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(通常期料金)
		日当	2,800	
		合計	15,920	
計			31,840	

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

日時：平成30年10月25日（木） 10：00～16：00

場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社都市空間設計代表取締役

奥村 信一 氏

株式会社空間文化開発機構代表取締役

白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

・奥村 信一氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

（現職）株式会社都市空間設計代表取締役（民間企業役員）

文化財石垣保存技術協議会役員

・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)

文化財石垣保存技術協議会役員

・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥57,040★ (2名分)

(1) 謝金 ¥25,200★ (2名分)

(2) 旅費 ¥31,840★ (2名分)

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥5,822- (2人)

(1人当たり)

¥2,911-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収(略区分)027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円(謝金)} + 15,920\text{円(旅費)}) \times 10.21\% = 2,911\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,520円

平成30年10月25日(木)10時00分～16時00分
特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
奥村 信一	株式会社都市空間設計代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪府中央区北浜1-1-21(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(通常期料金)
		日当	2,800	
		合計	15,920	
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪府中央区平野町1-8-8(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(通常期料金)
		日当	2,800	
		合計	15,920	
計			31,840	

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金の支払いについて

2 意見伺い内容

日時：平成30年11月19日（月） 13：30～15:00

場所：株式会社都市景観設計

（大阪府中央区北浜1丁目1番21号 第2中井ビル7F）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 意見伺い先

文化財石垣保存技術協議会監査役（株式会社都市空間設計代表取締役）

奥村 信一 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 謝金根拠

・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

7 所要経費

謝金 ￥12,600★

8 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費
謝金 12事務費等 08報償費 01その他

9 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

10 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

11 源泉徴収額

¥1,286-

(1人当たり)

¥1,286-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収(略区分)027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$12,600\text{円(謝金)} \times 10.21\% = 1,286\text{円}$ (1円未満切り捨て)

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

日時：平成30年11月30日（金） 13：00～15：00（予定）

場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社都市空間設計代表取締役

奥村 信一 氏

株式会社空間文化開発機構代表取締役

白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

- ・奥村 信一氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

（現職）株式会社都市空間設計代表取締役（民間企業役員）

文化財石垣保存技術協議会役員

- ・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)

文化財石垣保存技術協議会役員

・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥57,040★ (2名分)

(1) 謝金 ¥25,200★ (2名分)

(2) 旅費 ¥31,840★ (2名分)

(鉄道賃は通常期料金 (本来閑散期だが金曜日のため))

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥5,822- (2人)

(1人当たり)

¥2,911-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収 (略区分) 027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円 (謝金)} + 15,920\text{円 (旅費)}) \times 10.21\% = 2,911\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,520円

平成30年11月30日(金)13時00分～15時00分

特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
奥村 信一	株式会社都市空間設計代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪府中央区北浜1-1-21(勤務先)
		日当	2,800	(新大阪⇄名古屋)
		合計	15,920	新幹線利用(通常期料金)
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪府中央区大手前1-4-12(勤務先)
		日当	2,800	(新大阪⇄名古屋)
		合計	15,920	新幹線利用(通常期料金)
計			31,840	

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

日時：平成30年12月13日（木） 11：00～17：30（予定）

場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社都市空間設計代表取締役

奥村 信一 氏

株式会社空間文化開発機構代表取締役

白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

- ・奥村 信一氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

（現職）株式会社都市空間設計代表取締役（民間企業役員）

文化財石垣保存技術協議会役員

- ・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)

文化財石垣保存技術協議会役員

- ・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥56,240★ (2名分)

(1) 謝金 ¥25,200★ (2名分)

(2) 旅費 ¥31,040★ (2名分)

(鉄道賃は通常期料金 (本来閑散期だが金曜日のため))

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥5,742- (2人)

(1人当たり)

¥2,891-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収 (略区分) 027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円 (謝金)} + 15,520\text{円 (旅費)}) \times 10.21\% = 2,871\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,120円

平成30年12月13日(木)11時00分～17時30分
特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
奥村 信一	株式会社都市空間設計代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	12,720	大阪府中央区北浜1-1-21(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(閑散料金)
		日当	2,800	
		合計	15,520	
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	12,720	大阪府中央区大手前1-4-12(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(閑散料金)
		日当	2,800	
		合計	15,520	
計			31,040	

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

日時：平成30年12月28日（金） 11：00～16：00（予定）

場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社都市空間設計代表取締役

奥村 信一 氏

株式会社空間文化開発機構代表取締役

白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

- ・奥村 信一氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

（現職）株式会社都市空間設計代表取締役（民間企業役員）

文化財石垣保存技術協議会役員

- ・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)

文化財石垣保存技術協議会役員

・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥57,840★ (2名分)

(1) 謝金 ¥25,200★ (2名分)

(2) 旅費 ¥32,640★ (2名分)

(鉄道賃は繁忙期料金)

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥5,904- (2人)

(1人当たり)

¥2,952-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収(略区分)027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円(謝金)}+16,320\text{円(旅費)})\times 10.21\%=2,952\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,920円

平成30年12月28日(金)11時00分～16時00分
特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
奥村 信一	株式会社都市空間設計代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,520	大阪市中央区北浜1-1-21(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(繁忙期料金)
		日当	2,800	
		合計	16,320	
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,520	大阪市中央区大手前1-4-12(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(繁忙期料金)
		日当	2,800	
		合計	16,320	
計			32,640	

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

日時：平成31年1月5日（土） 13:00～16:00（予定）

場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社空間文化開発機構代表取締役

白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

- ・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)
文化財石垣保存技術協議会役員

- ・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥28,920★

(1) 謝金 ¥12,600★

(2) 旅費 ¥16,320★

(鉄道賃は繁忙期料金)

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥2,952-

(1人当たり)

¥2,952-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収(略区分)027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円(謝金)}+16,320\text{円(旅費)})\times 10.21\%=2,952\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,920円

平成31年1月5日(土)13時00分～16時00分
特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,520	大阪府中央区大手前1-4-12(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(繁忙期料金)
		日当	2,800	
		合計	16,320	
計			16,320	

記

1 件名

文化財石垣の保存技術等に関する意見伺いの依頼並びに出席者の謝金及び旅費の支払いについて

2 旅行内容

日時：平成31年1月11日（金） 11：00～16：00（予定）

場所：特別史跡名古屋城跡（名古屋市中区本丸1番1号）

内容：文化財石垣の保存技術等に関する意見伺い

3 旅行者

株式会社都市空間設計代表取締役

奥村 信一 氏

株式会社空間文化開発機構代表取締役

白石 建 氏

4 選任理由

国や都道府県の史跡指定を受けた文化財石垣の保存技術に精通し、文化財石垣の調査及び整備の専門知識を有する技術者としての知見を伺うため。

（旅行者は、文化庁が認定する選定保存技術（文化財石垣保存技術）保存団体である文化財石垣保存技術協議会の役員である。）

5 依頼文

別紙1のとおり

6 支払内訳

別紙2のとおり

7 旅費条例第23条による相当職及び謝金根拠

・奥村 信一氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

（現職）株式会社都市空間設計代表取締役（民間企業役員）

文化財石垣保存技術協議会役員

・白石 建氏については氏の経歴を鑑み、石垣部会構成員と同等の行政職8級相当とする。

(現職) 株式会社空間文化開発機構代表取締役 (民間企業役員)

文化財石垣保存技術協議会役員

- ・謝金については、特別史跡名古屋城全体整備検討会議石垣部会開催要綱第8条に定める金額に準ずるものとする。

8 所要経費 ¥57,840★ (2名分)

(1) 謝金 ¥25,200★ (2名分)

(2) 旅費 ¥31,840★ (2名分)

(新幹線は通常期料金)

9 支出科目

平成30年度 07名古屋城天守閣特別会計 01名古屋城天守閣事業費 01事業費 01事業費

(1) 謝金 12事務費等 08報償費 01その他

(2) 旅費 12事務費等 09旅費 47特別旅費 01その他

10 支出方法

地方自治法施行令第161条第1項第7号による資金前渡

11 前渡金受領者

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長 山本 道子

12 源泉徴収額

¥5,822- (2人)

(1人当たり)

¥2,911-

所得税法第204条第1項第1号及び第205条第1号並びに復興財源確保法第28条適用により、10.21%源泉徴収(略区分) 027原稿料・講演料等の報酬・料金

(式)

$(12,600\text{円(謝金)}+15,920\text{円(旅費)})\times 10.21\%=2,911\text{円}$ (1円未満切り捨て)

28,520円

平成31年1月11日(金)11時00分～16時00分
特別史跡名古屋城跡

氏名	所属・役職等	旅費(円)		住所等旅費支給根拠
奥村 信一	株式会社都市空間設計代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪府中央区北浜1-1-21(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(通常期料金)
		日当	2,800	
		合計	15,920	
白石 建	株式会社空間文化開発機構代表取締役 行政職8級相当	鉄道賃	13,120	大阪府中央区大手前1-4-12(勤務先) (新大阪⇄名古屋) 新幹線利用(通常期料金)
		日当	2,800	
		合計	15,920	
計			31,840	